

一般財団法人 前川報恩会
平成 24 年度第 2 回理事会議事録

1. 日 時 平成 24 年 10 月 31 日 午後 4 時 00 分
2. 場 所 東京都江東区牡丹三丁目 14 番 15 号
株式会社前川製作所 本社ビル 8 階プレゼンテーションホール
3. 出席者 本人出席
理事 : 前川 正雄・宮野 忠夫・加茂田 信則・橋爪 穂・
葉山 菁児・緋田 清子・小林 英夫・松下敏治・
寺田 壮
監事 : 山内 豊
理事現在数 8 名 監事現在数 1 名
出席者数 9 名

4. 議 題

- 決議事項 第 1 号議案 平成 24 年度事業報告の件
第 2 号議案 平成 24 年度決算の件
第 3 号議案 平成 24 年度事業計画の変更及び補正収支予算に関する件
第 4 号議案 外部有識者選任に関する件
第 5 号議案 内部規程に関する件
第 6 号議案 評議員会の開催に関する件

5. 議事の経過及び結果

【定足数報告等】

開会に先立ち、事務局次長齊藤旭より、本日の出席者数は定款第 36 条に定められた定足数を満たすため成立するとの報告が行われた後、定款第 35 条に基づき、理事長前川正雄が議長となり開会を宣言した。

【決議事項】

第 1 号議案 平成 24 年度事業報告の件

議長からの指示を受けた事務局次長齊藤旭より、財団法人前川報恩会平成 24 年度上期事業報告書（案）として、平成 24 年度上期の業務活動は、一般財団法人への移行認可申請を中心として行っていたこと、移行を機に評議員の人数が変更したこと、学術研究助成が公募型から能動型へ変更することにより選考委員会を設置する必要がなくなったこと等の説明がなされた。

審議の後、議長が出席者に諮ったところ、全員異議なく満場一致で承認された。

第2号議案 平成24年度決算の件

議長からの指示を受けた事務局職員柴雄介より、財団法人前川報恩会平成24年度上期決算として、法人格移行に伴う“分かち決算”であるため、平成24年4月1日から平成24年9月30日までの6ヶ月間の決算となっていること、10月1日以降に助成事業を行う事業計画となっていたため、助成金支出は被災地視察時のお見舞い金300,000円以外発生していないこと、財団法人前川報恩会を被告とした前川昭一元理事による訴訟が想定より早期に決着したため、当初予算に計上していた弁護士費用としての支払手数料5,000,000円が400,000円程度で済んだこと等の説明がなされた。

これを受け、山内監事より補足説明として、収支計算書における6ヶ月の予算として当初予算の2分の1を記載していること、弁護士費用として計上していた支払手数料が過大となった残余については、第3号議案にて説明されることとなるが、補正を組み10月以降の助成事業の支出に充てる予定となっていることが述べられた。

また、山内監事より、資産運用収入が少ない中、元本の取り崩しをせずに金利収入から助成金の交付を行うことを前提として助成事業を行っているため、助成金交付額に対して管理費の割合が多くなり過ぎている点を改善することが今後の課題であるとの問題提起がなされた。

さらに、葉山理事より、少額の助成金を交付する助成団体は多く存在するので、前川報恩会の特徴を出し、研究者の研究に寄与することができるよう、助成活動を見直していく必要があるのではないかとの意見が述べられた。

これらの意見を受けて、前川理事長より、一般財団法人へ移行した目的の一つとして資産運用に関する制約がないことが挙げられ、今後、資産運用を含めて一般財団法人前川報恩会の助成事業のあり方を根本から見直していく必要があるとの意見が述べられた。

審議の後、議長が出席者に諮ったところ、全員異議なく満場一致で承認された。

第3号議案 平成24年度事業計画の変更及び補正収支予算に関する件

議長からの指示を受けた事務局次長齊藤旭より、一般財団法人前川報恩会平成24年度事業計画の変更として、学術研究助成、地域振興助成、福祉助成の助成金総額、助成活動実施時期を変更する旨及び平成24年度学術研究助成の対象分野を「食とエネルギー」に絞り込んだ旨の説明がなされた。

当該事業計画の変更に伴い、平成24年度収支予算に関しても変更が生じることとなったため、事務局職員柴雄介より一般財団法人前川報恩会平成24年度補正収支予算として、過大計上となっていた一般管理費としての支払手数料4,000,000円を、学術研究助成金支出に1,000,000円、地域振興助成金支出に1,000,000円、福祉助成支出に2,000,000円振り替える補正予算を組んだ旨の説明がなされた。

審議の後、議長が出席者に諮ったところ、全員異議なく満場一致で承認された。

第4号議案 外部有識者選任に関する件

議長からの指示を受けた事務局次長齊藤旭より、一般財団法人前川報恩会の学術研

究助成及び地域振興助成は、これまでの「公募型」ではなく「能動型」により行うこととなつたため、新しく外部有識者（調査委員及び推薦委員）を設置する必要があることから、学術研究助成の調査委員を山本良一氏、推薦委員を河合素直氏、地域振興助成の調査委員を勝田正文氏、推薦委員を古在豊樹氏とすることについてご承認いただきたい旨の説明がなされた。

審議の後、議長が出席者に諮ったところ、全員異議なく満場一致で承認された。

第5号議案 内部規程に関する件

議長からの指示を受けた事務局次長齊藤旭より、一般財団法人前川報恩会の内部規定として、理事会運営規則、評議員会運営規則、印章管理規程、慶弔見舞金規程、就業規則、育児休業規程、介護休業規程、事務処理規程、情報公開規程、福利厚生規程、旅費規程、経理規程、資産運用規程について説明がなされた。

これを受け、葉山理事より、資産運用規程に記載されている資産運用に関する理事会の責任は重すぎるのではないかとの意見が出された。これに対し、山内監事より、従前は元本にリスクが生じるものでは運用してこなかったが、現在の金融情勢を鑑みると、そのような資産運用では助成事業を行っていくための運用益を上げることが困難であるので、理事会が責任を負い、範囲を決めてリスクのあるもので運用することも必要となってくる。損失補填の必要性を検討する期間としては、年度末の時点で時価評価をした結果をもとに検討すべきであると考えるが、この点については議論を重ねたうえで規程に盛り込むべきであるとの見解が述べられた。

また、松下理事より、理事会が損失補填義務を負うということは、理事全体で連帯責任を負うという意味で良いのかとの質問がなされた。これに対し、山内監事より、基本的には理事全体で責任を負うことになるが、必ずしも均等に負担しなければならないわけではないとの説明がなされた。これに加えて、齊藤次長より、確かに理事会には非常に重い責任が課されているが、善意でかつ重大な過失がない場合には、理事会決議による理事の責任負担額の一部免除や評議員の全会一致の決議による理事の責任負担額の全部免除もある旨の説明がなされた。

審議の後、議長が出席者に諮ったところ、全員異議なく満場一致で承認された。

第6号議案 評議員会の開催に関する件

議長からの指示を受けた事務局次長齊藤旭より、平成24年度第4回評議員会の開催日時を11月15日（木）午後4時00分とし、議題は、決議事項としての事業報告、決算及び報告事項としての事業計画の変更、補正予算、外部有識者選任、内部規程等とする旨の説明がなされた。

審議の後、議長が出席者に諮ったところ、全員異議なく満場一致で承認された。

以上をもって、本日の理事会の議事等は全て終了したため、事務局次長齊藤旭が議事録を作成し、定款第37条第2項記載の通り出席した代表理事及び監事が記名押印することとして、午後5時30分閉会した。

平成24年10月31日
一般財団法人前川報恩会 理事会

理 事 長

前 川 正 雄



専務理事

宮 野 忠 夫



監 事

山 内 豊



廣州專賣局
中華人民共和國廣東省廣州市廣州區
地址：廣州市越秀區人民大道北10號



第五川頭

卷一百一十五



夫規裡宮

卷一百一十五



崇內山

卷一百一十五

